



定期第962号 令和8年6月30日発行

目次

※は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
345	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
346	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	情報政策課
347	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
348	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	男女参画・青少年課
349	令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を定めた件	漁業管理調整課
350	道路の区域を変更する件	高規格道路課
351	同	同
352	道路の供用を開始する件	同
353	同	同

【公告】

番号	表題	担当課名
	令和7年度徳島県市町村職員共済組合決算要旨	市町村課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
72	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
7 3		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の 届出事項の異動の届出があった件	

【正誤】

番 号	表	題	担当課名
※		令和 8 年 4 月 2 4 日付け徳島県報第 9 3 9 号徳島県公安委員会規則第 6 号中訂正	公安委員会

徳島県告示第345号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月30日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
大気汚染常時監視テレメータシステム関連機器 一式
- (2) 借入物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) この入札は、原則として、徳島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。ただし、紙入札方式による参加を希望する場合又はやむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、紙入札方式により参加することができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、(1)から(4)までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

3 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- (1) 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のイに掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

- (2) 審査申請書等の受領期限及び提出場所

ア 受領期限

令和8年7月28日（火曜日）午前11時

イ 提出場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 088-621-2067）

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書（仕様内容を除く。）についての問合せ先

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

電話 088-621-2067

ファクシミリ 088-621-2828

電子メール kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

- (2) 仕様内容及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県生活環境部環境管理課企画・大気担当

電話 088-621-2275

ファクシミリ 088-621-2847

電子メール kankyokanrika@pref.tokushima.lg.jp

- (3) 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

5 入札に参加する者に求められる事項等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のウに掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- (2) 応札仕様書等の受領期限、提出方法及び提出場所

ア 受領期限

令和8年7月28日（火曜日）午前11時

イ 提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による参加を希望する場合又はやむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、アに掲げる受領期限までに必着のこと。）により提出することができる。

- ウ 提出場所（直接持参又は郵送の場合に限る。）

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

6 入札手続等

(1) 入札期間、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札期間

令和8年8月17日（月曜日）午前9時から同月18日（火曜日）午後5時まで（電子入札システムの運用時間に限る。）

イ 開札の日時及び場所

(ア) 日時

令和8年8月19日（水曜日）午前11時

(イ) 場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課入札室

ウ 入札書の提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による参加を希望する場合又はやむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、(2)のアに掲げる受領期限までに必着のこと。）により提出することができる。

(2) 直接持参又は郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限

令和8年8月18日（水曜日）午後5時

イ 提出場所

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

(3) 入札方法

入札金額は、1箇月当たりの借入代金を記載すること。また、代金の見積りに当たっては、仕様書の条件を満たすために要する経費一切を含めること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

ア 2に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「大気汚染常時監視テレメータシステム関連機器 一式入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

ウ 記名のない入札

エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

オ 同一事項に対してした2通以上の入札

カ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

キ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、5によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとする。

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県生活環境部環境管理課企画・大気担当

(9) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(10) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

a set of Associated Equipment for the Continuous Air Pollution Monitoring Telemetry System

(2) Term of Lease

From March 1, 2027 to February 29, 2032

(3) Time Limit of Tender

5:00 p.m. on August 18, 2026

(4) Section in charge of contract

Environmental Management Division, Citizens' Environment Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2275

(5) Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第346号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月30日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
市町村共同セキュリティ基盤構築及び運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部情報政策課
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年6月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社NTTデータ四国
愛媛県松山市本町一丁目3番地4
- 5 落札金額
構築業務委託料 121,088,000円
運用保守業務委託料 587,620,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年4月7日

徳島県告示第347号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月30日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 申請の概要

(1) 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡491番地100

代表者 代表取締役 小川裕義

(2) 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡491番地

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第63号ホに規定する廃ガス洗浄施設

(4) 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

2の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年6月30日から

令和8年7月21日まで

(2) 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第348号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年6月30日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
とくしまにぎわ い創出共同事業 体	徳島市中徳島町 二丁目5番地2	徳島県立男女共同参画総合支 援センターの設置及び管理に 関する条例（平成18年徳島県 条例第17号）第4条第4号に 規定する徳島県立男女共同参 画総合支援センターの使用料 の徴収の事務	令和8年3 月25日	令和8年4 月1日

徳島県告示第349号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年6月30日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 まさば及びごまさば太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量
現行水準
- 2 ぶりに関する知事管理漁獲可能量
試行水準

徳島県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県美馬県土整備事務所において、令和8年6月30日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
438号	美馬郡つるぎ町一字字一字283番 2地先から 同 139番 2地先まで	旧	3.9~26.6	129.6
	美馬郡つるぎ町一字字一字283番 2から 同 139番 2地先まで	新	4.1~26.6	127.8

徳島県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年6月30日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

徳島県知事 後藤 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
32	山城東祖谷 山	三好市池田町松尾大申72番2 地先から 同 地先まで 68番1	旧	4.5~6.2	58.5
		同	新	5.2~12.2	58.5

徳島県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県吉野川県土整備事務所において、令和8年6月30日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
3	志度山川	阿波市阿波町東柴生18番2地 先から 同 東原58番1地先 まで	326.3	令和8年6月30日
		阿波市阿波町東原216番2地 先から 同 184番4地 先まで	97.0	

徳島県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年6月30日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
32	山城東祖谷山	三好市池田町松尾大申72番2 地先から 同 地先まで 68番1	58.5	令和8年6月30日

徳島県市町村職員共済組合理事長から依頼があったので、次のとおり公告する。
令和 8 年 6 月 30 日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、徳島県市町村職員共済組合の令和7年度決算の要旨を公告する。

令和 8 年 6 月 30 日

徳島県市町村職員共済組合
理事長 花本 靖

損益計算書の要旨

(単位:円)

	経理区分	短期経理	厚生年金 保 険 経 理	退職等年金経理	経過的長期経理	退 職 等 年 金 預託金管理経理	経過的長期 預託金管理経理	業 務 経 理	保 健 経 理	宿 泊 経 理	貯 金 経 理	貸 付 経 理	物 資 経 理
収	負担金	3,528,171,589	5,687,705,654	435,584,940	55,745,196	0	0	135,699,690	204,500,099	0	0	0	0
	公的負担金	60,427,468	2,441,326,796	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護負担金	368,041,499	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	掛金・組合員保険料	3,599,956,660	5,293,328,969	435,592,065	0	0	0	0	157,140,875	0	0	0	0
	介護掛金	374,772,926	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	連合会交付金	447,223,421	0	0	0	0	0	56,212,291	0	0	0	0	0
	施設収入・商品売上・商品販売益	0	0	0	0	0	0	0	0	231,129,982	0	0	1,922,276
	運用収入	2,400,422	0	0	0	3,364,186	0	189,101	729,270	941,316	587,170,693	72,592	202,484
	組合員貸付金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,544,682	0
	その他の収入	19,557,610	0	0	0	0	0	7,473	0	83,172,331	0	0	12,270,030
他経理から繰入	0	0	0	0	0	0	25,010,520	0	0	0	0	0	
前年度支払準備金	654,029,042	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	9,054,580,637	13,422,361,419	871,177,005	55,745,196	3,364,186	0	217,119,075	362,370,244	315,243,629	587,170,693	10,617,274	14,394,790	
支	給付金	4,438,693,497	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	役員員給与	0	0	0	0	0	0	76,105,253	12,039,469	0	57,779,025	7,998,786	4,805,524
	厚生費・旅費・事務費	0	0	0	0	0	0	11,406,611	1,482,610	2,398,231	5,600,777	474,905	723,277
	厚生費(事業費)	0	0	0	0	0	0	0	313,196,748	0	0	0	0
	商品仕入	0	0	0	0	0	0	0	0	751,186	0	0	1,719,550
	飲食材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	46,868,224	0	0	0
	委託費・委託管理費	0	0	0	0	0	0	9,555,294	1,968,060	180,216,872	3,318,461	489,732	453,876
	支払利息	0	0	0	0	3,364,186	0	0	0	0	454,134,424	3,279,360	0
	負担金払込金	0	8,129,032,450	435,584,940	55,745,196	0	0	0	0	0	0	0	0
	掛金払込金・組合員保険料払込金	0	5,293,328,969	435,592,065	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	連合会払込金	89,773,804	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	連合会分担金・連合会拠出金	416,430,954	0	0	0	0	0	9,215,072	1,879,607	0	0	0	0
	事務費負担金払込金	0	0	0	0	0	0	58,923,866	0	0	0	0	0
	前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・病床転換支援金	2,612,493,730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職者給付拠出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護納付金	744,379,521	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他経理へ繰入	25,010,520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の支出	58,711,271	0	0	0	0	0	43,285,195	29,081,635	153,110,353	49,568,795	2,941,275	3,475,638	
次年度支払準備金	687,159,785	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	9,072,653,082	13,422,361,419	871,177,005	55,745,196	3,364,186	0	208,491,291	359,648,129	383,344,866	570,401,482	15,184,058	11,177,865	
差引当期短期利益金又は当期短期損失金(△)	△ 16,180,803	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引当期介護利益金又は当期介護損失金(△)	△ 1,891,642	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 18,072,445	0	0	0	0	0	8,627,784	2,722,115	△ 68,101,237	16,769,211	△ 4,566,784	3,216,925	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	1,064,489,755	810,265,050	54,132,732	348,003	8,952,602	0	100,613,994	311,671,322	483,224,046	3,846,964,759	34,828,611	102,626,552
	固定資産	0	0	0	0	341,000,000	0	19,806,864	10,591,866	1,497,350,426	43,561,930,090	849,587,386	8,261,429
	繰延資産	0	0	0	0	0	0	0	1,875,000	3,607,254	61,855	61,855	0
資 産 合 計		1,064,489,755	810,265,050	54,132,732	348,003	349,952,602	0	121,603,058	322,525,980	1,982,449,472	47,412,502,103	884,477,852	110,949,836
負 債	流動負債	22,796,465	810,265,050	54,132,732	348,003	0	0	7,215,701	27,497,895	80,974,105	40,787,796,667	22,860	16,622,842
	固定負債	687,159,785	0	0	0	349,952,602	0	17,880,000	11,192,000	0	23,633,000	348,527,208	5,230,000
	負債合計	709,956,250	810,265,050	54,132,732	348,003	349,952,602	0	25,095,701	38,689,895	80,974,105	40,811,429,667	348,550,068	21,852,842
純 資 産	資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,175,562,762	0	0	0
	利益剰余金又は欠損金(△)	354,533,505	0	0	0	0	0	96,507,357	283,836,085	725,912,605	6,601,072,436	535,927,784	89,096,994
	純資産合計	354,533,505	0	0	0	0	0	96,507,357	283,836,085	1,901,475,367	6,601,072,436	535,927,784	89,096,994
負債・純資産合計		1,064,489,755	810,265,050	54,132,732	348,003	349,952,602	0	121,603,058	322,525,980	1,982,449,472	47,412,502,103	884,477,852	110,949,836

徳島県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和8年6月30日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡田けいじ後援会	岡田敬司	岡田敬司	名西郡石井町高川原字市楽88番地	令和8年 5月15日
高橋良典後援会	高橋良典	高橋絵奈	徳島市両国本町2丁目14番地	令和8年 6月1日
吉野みほ後援会	吉野美保	中西 涉	吉野川市鴨島町西麻植大東35番地3	令和8年 6月4日
ささゆきこ後援会	古田美知代	久保孝之	徳島市国府町和田居内144	令和8年 6月9日

徳島県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月30日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
徳島維新の会	浦野靖人	主たる事務所の	徳島市かちどき橋2丁目	徳島市住吉2-1-10	令和8年 5月29日
		所在地	21-1 光洋ビル103		

正 誤

令和8年4月24日付け徳島県報定期第939号徳島県公安委員会規則第6号中次のとおり

訂正

ページ	行	誤	正
12	11	552番1	569番1